

《《補助金情報 お知らせ》》 (1次公募)

■平成27年度補正予算

中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業補助金

電気料金などのエネルギーコストが上昇しており、省エネ対策は事業者にとって欠かすことのできない問題です。照明や空調、ボイラなど、お使いの設備を省エネモデルに更新する際、国の補助金が活用できることをご存知ですか

「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業補助金」は、省エネルギー性能の高い機器及び設備導入により事業活動における省エネルギーを推進することで、事業活動の生産性を高めるとともに省エネルギーを促進し、中小企業等の競争力を強化することを目的とした補助金です。

●予算額：
平成27年度補正予算

442 億円

●補助率：
省エネ性の高い設備
への更新で設備費の

1/3 以内

●公募期間：
1次公募 平成28年
3月22日(火)
～
4月22日(金)

設備導入の一例



空調：ナチュラル
チラー



空調：ガスヒート
ポンプ
エアコン



冷蔵・冷凍庫



照明：LED照明



空調：パッケージエアコン

●補助対象設備分類

高効率照明

高効率空調

産業ヒート
ポンプ

業務用
給湯器

高性能
ボイラ

低炭素
工業炉

変圧器

冷凍冷蔵庫

FEMSの導入

●補助金額

補助対象
設備
購入額

×

補助率
1/3

=

補助
金額

■補助金の上限 1事業「者」あたり
補金額・・・1億円

■補助金の下限 1事業「者」あたり
補金額・・・50万円※

※中小企業・個人事業主の場合は30万円

空調機等を更新するなら今が
チャンス!!!

● 《対象設備分類 と 設備具体例》	
・「長期エネルギー需給見通し」（平成27年7月）における省エネ量の根拠となった産業・業務用の設備のうち、業種横断的に使用される設備を対象	
①高効率照明	(LED)
②高効率空調	(電気式パッケージエアコン、ガスヒートポンプエアコン、チリングユニット、吸収式、冷凍機、ターボ冷凍機)
③産業ヒートポンプ	(高温水ヒートポンプ、循環加温ヒートポンプ、熱風ヒートポンプ、蒸気発生ヒートポンプ)
④業務用給湯器	(業務用ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器)
⑤高性能ボイラ	(蒸気ボイラ)
⑥低炭素工業炉	(燃焼式、抵抗加熱式、誘導加熱式)
⑦変圧器	(油入変圧器、モールド変圧器)
⑧冷凍冷蔵庫	(電気冷蔵庫、電気冷凍庫)
⑨FEMSの導入	(対象設備がトップランナー制度対象の場合は、トップランナー基準以上の設備が補助対象)

● 《補助事業概要》			
・公募期間(1次公募)	平成28年3月22日(火)～4月22日(金) 17:00必着		
・公募採択方法	一定期間公募し、総合的に省エネ効果を評価し採択される。 (※先着順の採択ではない)		
・申請対象者	全業種で国内で事業活動を営んでいる中小企業 及び 個人事業主		
・省エネ性能の担保	省エネ性能の新旧比較資料を提出(性能証明書を提出しない)		
・補助対象設備	9分類の設備	・補助対象範囲・経費	設備費のみ(工事費対象外)
・補助対象事業	更新のみ	・補助率	1/3

● 《申請の流れ》

- ①公募要領の内容を確認
- ②見積依頼仕様書の作成
- ③必要書類の用意
- ④3者見積の取得・導入予定設備の選定
- ⑤補助事業ポータルサイトの利用アカウント登録
- ⑥補助事業ポータルサイトへの必要情報入力
- ⑦設備と経費の登録
- ⑧省エネルギー効果の計算
- ⑨交付申請書の印刷、添付書類
- ⑩交付申請書の書類 4月22日(金)17時必着
- ◎審査・交付決定
- 補助金交付

《注意事項》

- ・補助金申請には条件(省エネ性能の基準を満たすこと等)があり、必ずしも採択されるとは限りません。
- ・補助金申請前に事業実施(発注・契約)できません。
- ・この資料は、経済産業省「平成27年度補正予算の概要」、「執行団体 一般社団法人 環境共創イニシアチブ」を参考に作成しています。補助金申請の申請にあたっては、「執行団体 一般社団法人 環境共創イニシアチブ」公募要領を必ずご確認ください。なお、経済産業省の省エネ関連の補助金事業の詳細は、同省のホームページをご確認ください。

■ <http://sii.or.jp/>
 ■ <http://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/index.htm>
 ■ http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/27hosei/27fy_hosei_koubo.html

《本補助金事業についてのお問合せ先》

●一社団法人 環境共創イニシアチブ Sii
 TEL 0570-783-755(ナビダイヤル)
 TEL 042 -303-1533(IP電話の場合)
 [受付:平日9:00～17:00 土日祝日の除く]

《その他のお問合せ先》

●一官商工会議所 中小企業相談所
 TEL 72-4611 FAX 72-4411
 HP <http://www.ichinomiya-cci.or.jp/>